

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための一部臨時休業について）

県立学校教育課

1 概要

八重山地区の県立学校4校における臨時休業について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和3年6月1日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により決定したので、同条第2項の規定により報告する。

2 一部臨時休業に至る経緯

- (1) 県が緊急事態宣言の対象区域に追加され、令和3年5月23日からの緊急事態宣言が発出されたことを受け、県立学校においては、感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を継続するため、時差登校を検討することなどを通知した。
- (2) さらにその後、本県における新型コロナウイルス感染拡大状況は深刻となり、これまでに経験したことがない程のスピードで感染者が増加したことから、最終学年の生徒は原則、登校とし、それ以外の学年については、分散登校を実施するよう通知した。

3 一部臨時休業の理由

石垣市においては、本ウイルスの変異株の流入等により、感染拡大に歯止めがかからない状況であり、石垣市長からの市内県立学校に対する臨時休校措置要請を踏まえ、一部臨時休業とした。

4 臨時休業の対象や実施期間等

- (1) 対象校
石垣市内の県立学校4校
八重山高等学校、八重山農林高等学校、八重山商工高等学校、八重山特別支援学校
- (2) 実施期間
臨時休業の実施期間は、令和3年6月2日(水)から6月13日(日)までとする。

5 添付資料

- (1) 八重山地区の県立学校における臨時休業について(6月1日付通知)
- (2) 八重山地区内県立学校における臨時休校措置の要請について(5月31日付依頼)

八重山地区県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

八重山地区の県立学校における臨時休業について(通知)

令和3年5月28日付け教県第437号により県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための分散登校について通知したところですが、中山義隆石垣市長から別紙のとおり、石垣市内の県立学校に対して臨時休校措置の要請があります。

石垣市では、本ウイルスの変異株の流入等により、感染拡大に歯止めがかからない状況であり、市からの要請を踏まえ、下記の通り、臨時休業とします。

ついては、幼児児童生徒、職員、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は別途通知いたします。

記

1 臨時休業期間等

休業の期間は、6月2日(水)から6月13日(日)までとする。

2 臨時休業の対象等

八重山地区県立学校4校

3 特別支援学校の幼児児童生徒の対応

幼児児童生徒が日常的に利用している放課後等デイサービスが利用できなくなる可能性を想定し、その対応を検討すること。その際、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで幼児児童生徒の居場所の確保に努めること。

4 学びの保障について

臨時休業期間の自宅学習については、オンラインによる学習支援を行うこと。

また、自宅にオンライン環境が整っていない児童生徒に対しては、登校させるなど個別の学習支援を行うこと。

5 部活動等の取扱について

臨時休業の期間、部活動は休止とする。

6 学寮・寄宿舎の児童生徒の帰省の制限について

原則として、この期間は学寮・寄宿舎は開寮し、自宅等への帰省は控えさせ、寮内でのオンラインによる学習支援を行うこと。その際は保護者への理解と協力をお願いすること。

7 その他

臨時休業期間の不要不急の外出を慎むよう、指導を徹底するとともに、保護者等へも協力を依頼すること。



石教教第 510 号
令和3年5月31日

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌 殿

石 垣 市 長 中 山 義 隆
(公印省略)
石垣市教育委員会教育長 石 垣 安 志
(公印省略)

八重山地区内県立学校における臨時休校措置の要請について (依頼)

日頃から石垣市教育施策に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、石垣市内においては、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き医療機関の受入体制もひっ迫しております。

この現状を踏まえ、石垣市立小・中学校及び市立幼稚園等においては、令和3年6月2日から令和3年6月13日までの間、臨時休校・休園いたします。

つきましては、市内県立学校においても下記のとおり臨時休校措置をしていただきますよう要請します。

記

1 対象県立学校

八重山高等学校、八重山農林高等学校、八重山商工高等学校、八重山特別支援学校

2 休校措置期間

令和3年6月2日(水) から令和3年6月13日(日)



【本件に関する問い合わせ先】

石垣市教育委員会
学校教育課 指導係長 波平長真
TEL 0980-82-4701 FAX 0980-82-0294
MAIL namihirana@city.ishigaki.okinawa.jp